

「門川本」購入で決裁書改ざん 京都市職員を告発

今年2月投票開票され、京都市長選の直前、初当選した門川大作市長の教育長時代の業績などを紹介した本を市教委が購入・配布した問題で、弁護士で作る

「自由法曹団京都支部」のメンバー14人が30日、市教委の当時の担当課長らに対する虚偽公文書作成容疑の告発状を府警捜査2課に出した。

告発状などによると、市教委は門川市長の談話や市教委の施策を紹介した本を10書店から計1400冊購入。小中学校やPTA役員らに無償で配布し

た。市のマニュアルでは、公文書の決裁書の日付は会計システム上の購入決済日より後にするはずだが、今回の決裁書は昨年10月23日と12月19日で、門川市長の立候補表明以降だった購入決済日より前になっているという。メンバーは「選挙目的で購入・配布したことを隠すために決裁書の日付を改ざんしたものだ」と主張。一方、市教委の稲田新吾総務課長は「会計システムの登録処理の遅れは、

見積書の送付が遅れたため」とのコメントを出した。

【小川信】

08.10.31 京都

「虚偽公文書作成」と告発

門川氏本で弁護士ら

京都市教委が二月の市長選前に門川大作市長の教育長時代の談話を掲載した本を公費で大量購入し配布した問題で、自由法曹団京都支部所属の弁護士らが三十日、当時の市教委課長ら三人が、立候補前に購入したように見せるため虚偽の支出負担行為書を作成したとして、虚偽公文書作成容疑で京都府警に告発状を提出した。

支出負担行為書は本来、市の財務会計システムに購入明細や予定額などを入力した後、書類として印刷され、決裁手続きに入る。

告発した大河原壽貴

弁護士は、市教委が十回に分けて購入した千四百冊分の支出負担行為書の決済日は二〇〇七年十一月一日〜十二月十九日となっているが、財務会計システムでの処理は十二月二十一日〜〇八年二月十九日で、食い違っていると指摘。「選挙支援目的で購入したのを意図的に隠ぺいしようとした」としている。市教委総務課は「書店からの見積書送付が遅れ、登録処理をするのが遅れた」と説明している。(小川卓宏)

08.10.31 朝日

虚偽公文書作成容疑 弁護士が市教委告発

2月にあった京都市長選の前に、立候補を表明していた門川大作教育長(現市長)のインタビュー掲載本を同市教委が購入して関係者に配っていた問題で、自由法曹団京都支部の弁護士14人は30日、購入費支出に関する公文書に偽りの日付が記載されていたとして、文書を作成・承認した職員らを虚偽公文書作成の疑いで府警に告発した。

大河原壽貴弁護士らによると、本来は財務システムへの登録が公費負担を決裁した「支出負担行為書」の作成に先立つはずなのに、問題の文書の作成日はシステム登録日時よりもさかのぼっているという。「うその文書が公費支出の根拠になっており、明らかにおかしい」としている。この問題をめぐっては、同じ弁護士グループが今年10日、公職選挙法違反の疑いで告訴している。